

議員提出議案第28-4号

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年6月24日

あきる野市議会議長 町田 匡志 殿

提出者 あきる野市議会議員 辻 よし子

賛成者 あきる野市議会議員 合 川 哲 夫

〃 〃 清 水 晃

〃 〃 中村 のりひと

〃 〃 野 村 正 夫

〃 〃 たばた あずみ

〃 〃 戸 沢 弘 征

〃 〃 山 根 トミ江

提案理由

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める。

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに、避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り、精神的賠償の2018年3月打ち切りという方針を打ち出しました。

しかし、区域外避難者である自主避難者、特に小さな子どもの親たちは、避難の継続を希望しています。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきました。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき行われなくてはなりません。そのため、「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく抜本的な対策や新たな法整備が必要です。

よって、あきる野市議会は、政府および東京都に対し、以下の点を求めるものです。

記

- 1 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して2017年度末での退去を迫らないこと。
- 2 各自治体の公営住宅の空き家募集の際には、優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置付けること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月24日

東京都あきる野市議会

提出先

内閣総理大臣 国土交通大臣 復興大臣 東京都知事